

静岡県立大学特別聴講学生規程

平成19年4月1日 規程第61号

第1条 静岡県立大学学則第65条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、各学部教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第3条 特別聴講学生として入学することのできる者は、本学と協議が整った大学（以下「他大学」という。）の学長が推薦する学生とする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項とする。

(1) 聴講する授業科目及び単位数

(2) 聴講時間

(3) その他必要事項

第4条 特別聴講学生は、毎学期始めに入学を許可する。

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類を整え、学部長を経て、学長に願出しなければならない。

(1) 特別聴講学生入学願書（別紙様式）

(2) 履歴書

(3) 他大学の成績証明書

(4) 他大学の学長の推薦書

(5) その他指定する書類

第6条 聴講を許可された者は、大学間の協議により徴収しない場合を除き、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 実験実習に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

第7条 聴講期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

第8条 聴講を修了した者は、本人の申出により聴講証明書又は聴講単位修得証明書を交付する。

第9条 静岡県立大学学則中、学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

特別聴講学生入学願書

年 月 日

静岡県立大学長 様

本人 大学名・学部・学科

現住所

氏 名

印

生年月日

保証人 現住所

氏 名

印

私は、貴大学における特別聴講学生として、下記のとおり入学したいので、御許可下さるようお願いいたします。

記

1 聴講目的

2 希望学部・学科

学部

学科

3

| 授 業 科 目 | 単 位 数 | 教 員 名 | 承 諾 印 |
|---------|-------------|-------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 聴講期間

年

月

日から

年

月

日まで

5 単位取得認定の必要の有無

有

・

無